

# 審 査 決 定 報 告 書

総務環境委員会

さきの平成30年第4回水戸市議会定例会において当委員会に付託されました議案第104号ほか8件の審査の経過並びに結果について、水戸市議会会議規則第101条の規定に基づき報告します。

これらの案件については、12月13、14日の両日、委員会を開催し、慎重に審査を行いました。その結果は下記のとおりであります。

以下、審査の概要を申し上げますと、

## 1 議案第104号 水戸市事務分掌条例の一部を改正する条例

議案第105号 市長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例

議案第106号 水戸市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

議案第107号 水戸市債権管理条例の一部を改正する条例

これらの案件は、下水道事業に地方公営企業法を全部適用するとともに、水道事業と下水道事業の組織統合を行うため、関係規定の整備を行うものであります。両事業を統括する管理者の名称を上下水道事業管理者とした理由、一般会計からの繰入額等について、種々質疑応答を重ねた後、委員から、「水道事業と下水道事業の組織統合に当たり、両事業の料金等で賄われる共通の事務費については、負担割合の明確化を図られたい。また、適正な会計運営に努められたい」等の意見が出されました。

この後、これらの案件を一括採決の結果、賛成多数をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

## 2 議案第116号 指定管理者の指定について（東町運動公園）

本案については、指定期間の考え方等について、種々質疑応答を重ねた後、採決の結果、全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上のほか、議案第109号 水戸市市民センター条例の一部を改正する条例、議案第120号 水戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例、議案第121号 平成30年度水戸市一般会計補正予算（第5号）（ただし、別表中歳出中第3款、第4款中文教福祉委員会所管分、第5款、第6款、第7款、第8款、第9款及び第10款中文教福祉委員会所管分を除く）についても、執行部から説明を受けた後、採決の結果、いずれも全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

そのほか、議案第119号 平成30年度水戸市一般会計補正予算（第4号）（ただし、第1表中歳出中第8款及び第10款並びに第2表債務負担行為補正中産業水道委員会所管分及び都市建設委員会所管分を除く）についても、執行部から説明を受けた後、採決の結果、賛成多数をもって、原案を可決すべきも

のと決定いたしました。

記

議案第104号，議案第105号，議案第106号，議案第107号，議案第109号，議案第116号，議案第119号（ただし，第1表中歳出中第8款及び第10款並びに第2表債務負担行為補正中産業水道委員会所管分及び都市建設委員会所管分を除く），議案第120号，議案第121号（ただし，別表中歳出中第3款，第4款中文教福祉委員会所管分，第5款，第6款，第7款，第8款，第9款及び第10款中文教福祉委員会所管分を除く）

以上，原案を認める。

上記のとおり報告する。

平成30年12月18日

水戸市議会議長 田 口 米 藏 様

総務環境委員会  
委員長 安 藏 栄